平成２２年（行ウ）第２号

事　務　連　絡

平成２２年１２月６日

原告　奥村悦夫　　様

原告　高井弘之　　様

原告　別府有光　　様

上記原告３名を除く原告ら代理人　生田暉雄　　様

松山地方裁判所民事第２部

裁判所書記官　小　林　利　光

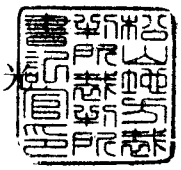

頭書事件について，原告らに対し，裁判長裁判官加島滋人の命により，下記のとおり連絡します。

なお，本件訴訟の手数料の算出根拠等は別紙のとおりですので，参考までに添付します。

記

原告らは，平成２２年１２月２２日（水）までに，本件訴訟の手数料（不足分）として，８０００円分の収入印紙を納付してください。

（別　紙）

※　以下に掲げる請求の趣旨は，平成２２年７月１３日付け「訴状の補正」により補正された後のものである。

第１　算出根拠の概要

１　請求の趣旨１は，算定が極めて困難であるものとして１６０万円（民訴費用法４条２項後段）

２　請求の趣旨２及び３は，同１と利益が共通であるもの（民訴法９条１項但書）として合算しない。

３　請求の趣旨４は，算定が極めて困難であるものとして１６０万円

４　請求の趣旨５ないし７は，同４と利益が共通であるものとして合算しない。

５　よって，訴訟の目的の価額は３２０万円となり，これに対応する印紙額は２万１０００円であるところ，今回，既納付額１万３０００円との差額である８０００円分の収入印紙の納付を求めるものである。

第２　利益共通部分に関する補足説明

１　当裁判所としては，請求の趣旨３は，同１又は同２と利益共通の関係にはないものと考えている。これは，同１及び２が「今治市教育委員会が行った採択」に関するものであったのに対し，同３が直接求めているのは「今治市長の不作為」の違法確認であることから，両者は全く異なる問題と解することができるし，現に，原告らにおいても，それぞれ意味があるものとして請求を立てていることからすれば，別個の利益があるものと考えるのが相当であるからである。

２　もっとも，上記の点につき，利益共通の関係にあると解する余地もあり得るのであれば，訴訟の目的の価額の算定に当たっては，より低額となる方の見解によることも可能であると言える。そして，原告らから提出された平成２２年

８月１８日付け「訴状の印紙額についての上申書」の内容を踏まえて，上記の見地から，更に詳細な検討を行った結果，訴状等の記載から，請求の趣旨１及び２の「今治市教育委員会が行った採択」の無効確認及び取消しは，「今治市長の不作為」，すなわち，「今治市長が扶桑社教科書等を除外するなど必要な措置をしなかったこと」を原因として請求しているものと理解できないでもないことから，同３は，同１及び同２と利益共通の関係にあると解する余地もあると考えるに至った。

3　当裁判所としては，上記１の考え方には合理性があると考えているが，前述したように，原告らの利益を最大限考慮する見地から，上記２の考え方により，本件訴訟の目的の価額は３２０万円とすることとした。

4　なお，請求の趣旨４ないし７が問題としているのは「公費の支出」であるところ，これらの支出の一部（少なくとも委員報酬）と「今治市教育委員会が行った採択」との間には互いに原因・結果の関係にあるとは認められない（これらの支出は採択・不採択に関わらず支出されるべきものであり，また，上記２と異なり，採択の無効確認等の原因として委員報酬の違法支出を主張していると解する余地はない。）ことから，同４ないし７が，同１ないし３と利益共通の関係にあると認めることはできない。

以　上

８月１８日付け「訴状の印紙額についての上申書」の内容を踏まえて，上記の見地から，更に詳細な検討を行った結果，訴状等の記載から，請求の趣旨１及び２の「今治市教育委員会が行った採択」の無効確認及び取消しは，「今治市長の不作為」，すなわち，「今治市長が扶桑社教科書等を除外するなど必要な措置をしなかったこと」を原因として請求しているものと理解できないでもないことから，同３は，同１及び同２と利益共通の関係にあると解する余地もあると考えるに至った。

3　当裁判所としては，上記１の考え方には合理性があると考えているが，前述したように，原告らの利益を最大限考慮する見地から，上記２の考え方により，本件訴訟の目的の価額は３２０万円とすることとした。

4　なお，請求の趣旨４ないし７が問題としているのは「公費の支出」であるところ，これらの支出の一部（少なくとも委員報酬）と「今治市教育委員会が行った採択」との間には互いに原因・結果の関係にあるとは認められない（これらの支出は採択・不採択に関わらず支出されるべきものであり，また，上記２と異なり，採択の無効確認等の原因として委員報酬の違法支出を主張していると解する余地はない。）ことから，同４ないし７が，同１ないし３と利益共通の関係にあると認めることはできない。

以　上